

平成27年4月

行政経営部財政課

建設業者 各位

建設工事の入札における工事費内訳書の提出について

このことについて、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」が改正されました。

この改正に伴い、本市の建設工事の入札における「工事費内訳書」の提出について、下記のとおりとなりますのでお願い致します。

記

1 実施時期及び対象案件

平成27年4月1日以降に公告又は指名通知する建設工事の入札案件のうち、130万円を超える案件

2 提出の時期及び提出方法

入札書を提出する際にあわせて提出、再入札時の提出は不要

3 工事費内訳書の様式及び作成方法

(1) 本工事費内訳書は、金抜き設計書の本工事費内訳書に金額を記載したものとしてください。(豊明市ホームページ内、公共工事の情報広場に様式があります。)

なお、独自様式を使用される場合でも、金抜き設計書にある本工事費内訳書の項目順に作成してください。

(2) 提出された本工事費内訳書の金額の計が入札金額と一致しない場合、又は本工事費内訳書の内容に重大かつ明白な不備がある場合は、入札を無効とすることがあります。

(3) 内訳書の提出をしなかった入札は、無効とします。

(4) 提出された本工事費内訳書は、返却しません。